

諮問番号：平成24年（情）諮問第1号

事件名：昭和58年度決算検査報告に掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等の一部開示決定に関する件

諮問日：平成24年 4月13日

答申番号：答申（情）第57号

答申日：平成25年 3月29日

答申書

第1 審査会の結論

昭和58年度決算検査報告から昭和61年度決算検査報告までに掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等として特定された下記の①から⑧までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、③、④、⑦及び⑧の文書について、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ① 昭和59年検査官会議決議録のうち、昭和58年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業について抜本的な見直しを行い、適正な事業実施を図るよう意見を表示したもの」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書1」という。）及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書2」という。）
- ② 昭和59年検査官会議議事録のうち、上記①の検査報告事項に係る部分（以下「文書3」という。）
- ③ 昭和60年検査官会議決議録のうち、昭和59年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業の実施及び効果について」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書4」という。）
- ④ 昭和60年検査官会議議事録のうち、上記③の検査報告事項に係る部分（以下「文書5」という。）
- ⑤ 昭和61年検査官会議決議録のうち、昭和60年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について農業者が所有する機械の有効利用を考慮するよう是正改善の処置を要求したもの」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書6」という。）

及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書7」という。）

- ⑥ 昭和61年検査官会議議事録のうち、上記⑤の検査報告事項に係る部分（以下「文書8」という。）
- ⑦ 昭和62年検査官会議決議録のうち、昭和61年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書9」という。）及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書10」という。）
- ⑧ 昭和62年検査官会議議事録のうち、上記⑦の検査報告事項に係る部分（以下「文書11」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成24年2月23日付け240普第39号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

原処分は、本件対象文書の大半が情報公開法第5条第5号、第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するなどとして、これを不開示とするものであるが、その理由は処分庁の誇大解釈及び妄想というべき程度のものであって、いずれも同条による行政文書の開示義務を回避し得るだけの疎明を伴った不開示情報該当性をいうものではない。とりわけ、「おそれ」を誇大に解釈し、係る事態の生じ得る蓋然性の高低を考慮せず、否定し得ない可能性を根拠として「おそれ」の該当をいう部分は、情報公開法の趣旨を損ねるものというべきである。

よって、具体的蓋然性に基づく不開示情報の該当をいう疎明がない原処分は取り消され、本件対象文書の全部が開示されるべきである。

(2) 意見書

ア 会計検査院は、諮問庁の意見書にもあるとおり、内閣、司法たる裁判所、国会たる衆議院及び参議院のいずれに対しても、独立の地位を有している。これは、日本国憲法第90条第1項に規定する国の収入支出の決算につき検査報告（そのための検査を含む。）を行うほか、

会計検査院法（昭和22年法律第73号。以下「院法」という。）第20条各項の規定により検査を行うに当たり、必要であるからである。

然るに、会計検査院がこれら検査の結果を公表することは、憲法、院法等の法令に規定又は要請されているものではなく、「会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている（院法第11条、第29条等参照）」のような解釈は、極めて独自のものである。すなわち、決算検査報告に掲載のある事項以外のものについてその公表を規制する規定はなく、そもそもとして公表についての規定自体存在しないのであるから、係る公表及びそのための各種取扱いは、会計検査院の自主的なものである。故に、当該取扱いは法定であるなどとする諮問庁の主張は、著しく不当なものであると言わざるを得ない。

イ 諮問庁は、「このような取扱いは、憲法上の独立機関であり、国等の機関の会計検査を担当する専門機関である会計検査院において、現在及び将来にわたり厳正かつ円滑な検査を実施するとともに、当該検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表する際に必要な公正・慎重な審理・判断の確保を一層実質的なものとするを目的として従来から行われてきたものである。」などと主張するが、果たして「従来」とはいつの時点からのことを言わんとしているのか。すなわち、会計検査院は、大日本帝国憲法下以降、天皇に直隷か国民主権のもとに他の機関に対し独立の地位を有するかの違いはあるにせよ、現在のような体制で会計検査等を行ってきたのであって、このように主張するからには期間の明示がされるべきである。

ウ 諮問庁の意見書におけるその余の主張は、受検庁が情報公開法第5条第1項第2号柱書きに規定する法人等を除く法人その他の団体（以下「非法人等」という。）である場合については、当該非法人等に係るものは同号及び同条柱書きの規定により「不開示情報」に該当するとして、一部容認できなくもないが、残余については、前記(1)のとおり、これらは採用に値しない。すなわち、諮問庁の主張は相当程度具体的に「おそれ」を指摘してはいるが、当該情報が「不開示情報」に該当するというべき相当な蓋然性をそれらの「おそれ」が有しているとの疎明をするものではない。よって、会計検査院情報公開・個人

情報保護審査会においては、諮問庁に対し更なる疎明を求めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、24年1月17日付けで、「昭和57年度乃至同61年度決算の検査において、当時の農林水産省所管の新地域農業生産総合振興対策事業及び野菜産地総合整備対策事業の検査につき、会計検査院の職員が作成又は取得した行政文書一式」の開示を求めたものである。これに対し、処分庁は、昭和57年度決算の検査に係る該当の文書を保有していなかったことなどから、審査請求人と合意の上、昭和58年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業について抜本的な見直しを行い、適正な事業実施を図るよう意見を表示したもの」、昭和59年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業の実施及び効果について」、昭和60年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について農業者が所有する機械の有効利用を考慮するよう是正改善の処置を要求したもの」及び昭和61年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について」に係る検査報告提案審議資料等を対象文書とすることとした。

そして、処分庁は、本件対象文書として、昭和59年から昭和62年までの検査官会議決議録及び検査官会議議事録の該当部分（文書1から文書11まで）を特定し、24年2月23日付けで下記のア、イ及びウのとおり一部開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書のうち、検査官会議における説明資料本冊である文書1、文書4、文書6及び文書9に記録された下記の①及び②の部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

① 表題、記号及び番号、件名、目次、説明資料本冊の内容が記録された部分の情報（以下「不開示情報1」という。）

② 担当者及び覆審を担当した者の姓の情報（以下「不開示情報2」という。）

イ 本件対象文書のうち、検査官会議における説明資料別冊（照会、回答）である文書2、文書7及び文書10に記録された「記号及び番号、照会文書の件名及び内容、回答文書の内容が記録された部分」の情報

(以下「不開示情報3」という。)については、後記3(3)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

ウ 本件対象文書のうち、検査官会議議事録である文書3、文書5、文書8及び文書11に記録された「検査官会議の審議における審議内容及び議事結果等が記録された部分」の情報(以下「不開示情報4」という。)については、後記3(4)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

(2) 審査請求の提起

本件審査請求人は、上記原処分を不服とし、24年3月8日付けで審査請求を提起した。

2 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、昭和59年から昭和62年までの検査における検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書である。

一般に、これらの文書が開示され、その内容等に関する情報が明らかとされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

さらに、会計検査院では、実地検査において不適正な事態を発見・指摘した場合、事態の全容解明のため受検庁に協力を要請し、その際、併せてかかる不適正な事態に関する調査方法、事実関係等の正確な把握と簡明な整理の方法及び関係資料の収集・整備等について具体的に指示するなどして、その調査結果について報告を受け、これに基づき更に事実関係の精査及びこれに対する適切な評価を行い、不適正な会計経理の是正・改善を図ることもある。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報

以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

また、会計検査院が発見・指摘した不適正な事態が広範囲に行われてきたような場合、同院の検査にはおのずから時間的・人力的・権限的な限界があるため、同院が受検庁側の協力を得ないで、このような不適正な事態の全容を解明することは實際上困難である。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記(1)のとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断の過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、提出又は提供をちゅうちょし又は難色を示す場合があったりする例も見受けられる。

そして、一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が実際に開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、これらの文書に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、これらの文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進捗状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得される文書は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って作成・取得されるものであるから、その内容は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進捗状況等を端的に示すものであり、また、当該文書は具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成されるものでもあるから、具体的な検査の着眼点、検査手法、更には検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどを推知することが可能である。

したがって、検査手法、検査上のノウハウ等を含む会計検査院の検査活動内容を推知することが可能な情報が開示された場合には、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は会計検査院が実施した検査の結果等がある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性（一定の「おそれ」の有無）を判断するに当たっては、このような会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書からは、上記(3)のとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成された文書を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保す

るために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、憲法上の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 不開示情報1の不開示情報該当性

不開示情報1は、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議」に関する情報に該当するものであるとともに、会計検査院が検査結果に対する審理・判断の過程において最終的な検査官会議の議決を得るまでの間の十分な審議・検討を行う途上にある情報であり、未成熟な情報である。そして、いずれも具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含む検査の結果に関する情報又は当該検査結果に対する審理・判断の内容等に関する情報が記載されたものである。

そして、このような情報が開示された場合には、次のようなおそれがある。

ア 会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議における各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間の自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局の間における自由で率直な質疑応答に支障を生じさせるとともに、事務総局における検査報告事項案等の審議、検討に支障を生じさせ、厳正な検査の結果に関する中立的な立場からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、会計検査院の検査過程及び同院内部における検査結果に対する審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当する（情報公開法第5条第5号）。

イ また、不開示情報1に記載された未成熟な情報が会計検査院の最終的な判断であるかのように誤解されるおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する（情報公開法第5条第5号）。

ウ また、不開示情報 1 に記載された検査の情報には、決算検査報告における公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係ないしその分析結果のほか、基礎資料の収集状況及びその内容、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報を含む。）ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報（若しくはこれを推知することが可能な内容の情報）が含まれている。

したがって、このような情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、受検庁等に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与えるおそれ」があるもの（情報公開法第 5 条第 5 号）に該当する。

エ 不開示情報 1 に記載された情報は未成熟な情報であり、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、現在又は将来における検査の実施に当たり、検査過程における会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換、必要かつ十分な情報・資料の収集・整備等に著しい支障を来すこととなり、同院の検査に著しい支障を来すおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

以上から、不開示情報 1 は、情報公開法第 5 条第 5 号及び第 6 号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報 2 の不開示情報該当性

不開示情報 2 は、当該検査報告事項等の担当者及び課内覆審を担当した者を特定できる情報である。このうち、課内覆審とは、検査報告事項案等を局検査報告委員会に提出するに先立って、提案課内において、原則として同案の担当者以外の者が、第三者的立場から同案の内容、記述方法等について審査を行うものである。

そして、不開示情報 2 が開示された場合には、次のようなおそれがある（以下、担当者及び検査担当者一般について具体的に論ずることとす

るが、課内覆審の担当者についても検査報告事項案等の作成・検討に関与していることから、生ずるおそれは担当者と同様である)。

ア 会計検査院の職務の性質上、常時実施している実地検査等をめぐり、当該検査の結果等が決算検査報告に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることにより、特定の受検庁等に対する厳しい社会的非難が招来されることとなる。よって、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、会計検査院又は同院の特定の検査事項に係る担当者に対し、外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして、当該担当者はもとより、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、その結果、同院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

イ 当該情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開法第5条第1号）に該当する。すなわち、当該情報それ自体が特定の検査事項に係る担当者を特定することができる情報である。

会計検査院を含む各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、各行政機関の申合せ（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、情報公開法第5条第1号ただし書きに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとされている。また、会計検査院では、本申合せ前におけ

る同院職員の氏名等についても、本申合せの趣旨を踏まえ、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、従来不公表としていた調査官補・主任以下の職に係るものを含め、これを公にする取扱いとしている。

しかしながら、会計検査院職員の氏名等に関する情報の中には、特定の検査事項に係る担当者を特定することができる情報などがあり、このような情報が開示され、公表された場合には、上記アのとおり、特定の検査事項に係る担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））があることに加え、職員個人としての権利利益を害するおそれがある（同条第1号）。

このため、会計検査院職員の氏名等に関する情報であって、特定の検査事項に係る担当者を特定することができるものについては、各行政機関の申合せの「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に当たるものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第1号の規定する不開示情報にも該当するものである。

以上から、不開示情報2は、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第1号が規定する不開示情報に該当する。

(3) 不開示情報3の不開示情報該当性

ア 照会文書について

(ア) 不開示情報3のうち、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報が開示され、公表されることとされた場合には、会計検査院内部における周到かつ慎重な審理・判断の過程の手續の意義を損ねることとなり、同院内部における検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議」に関する情報であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当する（情報公開法第5条第5号）。

(イ) また、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報は、あくまで検査の一過程における情報であり、所定の審理・判断の過程における十分な審理・検討を経ていない段階のものであるから、当該情報は、情報の精度及び記述内容・方法等の面において未成熟な情報である。

よって、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、国民一般に、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、当該事態の事実関係、これに対する評価等について誤解を生じさせるおそれがある。

これは、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものにも該当する（情報公開法第5条第5号）。

(ウ) さらに、照会文書には、検査の具体的な内容・方法等に関する情報が記載されており、これらの情報の中には、決算検査報告における公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係ないしその分析結果のほか、基礎資料の収集状況及びその内容、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報等を含む。）ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報（若しくはこれを推知することが可能な内容の情報）が含まれている。

このため、当該情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、会計検査院の現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当するほか、受検庁等「特定の者」に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与え」るおそれがあるもの（情報公開法第5条第5号）にも該当する。

イ 回答文書について

不開示情報3のうち、回答文書に記載されている情報は、照会文書に記載されているものと同様に、あくまでも会計検査院の検査の一過程における検査結果の未成熟な情報である。そして、回答文書の主な記載内容は、照会文書に記載された会計検査院の検査の結果等に対す

る受検庁としての見解の表明（同院側の認定事実ないし所見等に対する認否、弁明等、及び当該事態に関する是正措置若しくは今後の是正方針の表明等を含む。）であり、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報を推知することが可能なものである。

したがって、回答文書の内容が開示された場合には、照会文書の開示の場合とほぼ同様の問題を生ずるおそれがある。

よって、回答文書に記載された当該回答の具体的な内容等に関する情報は、照会文書に関して説明したところと同様、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）に該当する。

ウ 説明資料別冊（照会、回答）の表紙等に記載されている記号及び番号について

不開示情報3のうち、文書2、文書7及び文書10の表紙等に記載されている記号及び番号は、いずれも会計検査院内部における審理・判断の過程の情報の一部であり、その性質については前記アと同様であることから、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

以上から、不開示情報3は、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(4) 不開示情報4の不開示情報該当性

不開示情報4は、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関内部における審議、検討」に関する情報に該当するものである。そして、いずれも具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含む検査の結果に関する情報が記載されたものである。

よって、このような情報が開示された場合には、次のようなおそれがある。

ア 外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間における自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との間の自由で率直な質疑応答等を通じ、検査官会議における中立的立場からの公正・慎重な審理・判断を確保することに支障を生じ、現在又は将来の検査官会議における率直な意見の交換、意思決定の中立・公正を不当に損ねるおそれがある。そして、このようなおそれは、情報公開法第5条第5号が規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当する。

また、検査官会議における各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間における自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との間

の自由で率直な質疑応答等の内容が開示され、公表されることとされた場合には、それが会計検査院の公式見解であるかのように国民一般に受け取られるおそれがある。このようなおそれは、情報公開法第5条第5号が規定する「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する。

イ 本件検査官会議議事録に記載された質疑の内容は、当該検査報告事項案等の具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含むものであることから、このような情報が開示され、外部に公表されることとされた場合に支障が生ずるおそれについては前記3(1)に記載したところと同様、情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)に該当する。

以上から、不開示情報4は、情報公開法第5条第5号及び第6号(イ及び柱書き)が規定する不開示情報に該当する。

(5) 部分開示の適否

処分庁は、上記(1)から(4)までのとおり、不開示情報1から不開示情報4までの不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(6) 諮問庁の所見

以上のことから、一部を不開示とした原処分は妥当である。

(7) 審査請求人の意見書に対する反論

審査請求人からの意見書に記載された前記第2の2(2)アからウまでの意見に対応して、下記のとおり反論する。

ア 決算検査報告に記載のある事項以外のものについてその公表を規制する明示的な規定はなく、そもそもとして公表についての明示的な規定が存在しないことは事実ではある。しかし、特定の情報を公表するか否かは、公表が法令において義務付けられるなどしている情報はもちろんのこと、その他の情報についても、各行政機関等において情報公開法等の法令の趣旨に基づき適切に公表しているものと思料される。意見書においても、決算検査報告に記載のある事項以外のものについて公表及びそのための各種取扱いが法定であるなどと主張しているものではなく、会計検査院は、憲法、院法等の趣旨を踏まえる形で決算検査報告を適切に公表していることを主張しているのみである。

イ 会計検査院は、過去においても、意見書記載のとおり適切な取扱いを行ってきたところであり、また、情報公開法が施行されてからはそ

の趣旨に基づき適切な取扱いを行ってきたところである。

ウ 不開示情報該当性の検討に当たっては、多くの場合において、開示した場合に生ずるおそれの立証が求められているところであるが（情報公開法第5条各号）、意見書においておそれの立証を適切に行い、追加意見書において、更に補足して立証しているところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年 4月13日 諮問書の收受
- ② 同年 6月 1日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 6月14日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 7月18日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 8月 1日 審議
- ⑥ 同年 9月27日 審議
- ⑦ 同年11月 6日 審議
- ⑧ 同年11月29日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑨ 同年12月11日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑩ 平成25年 1月29日 審議
- ⑪ 同年 2月28日 審議
- ⑫ 同年 3月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、24年1月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年2月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年3月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年4月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和59年から62年までの各年次に、会計検査院が

作成した検査官会議決議録と検査官会議議事録であり、これらのうち、開示請求の対象となった各年次の検査報告事項案に係る検査官会議での説明資料本冊（文書1、文書4、文書6及び文書9）及び説明資料別冊（照会、回答）（文書2、文書7及び文書10）と当該検査報告事項案の審議に係る部分を含む議事録（文書3、文書5、文書8及び文書11）となっている。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、

すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱

いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

以上のような理解を前提に、当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 に関しては、上記の一般的な考え方が妥当すると認められた。他方で、文書 4、文書 5、文書 9、文書 10 及び文書 11 に関しては、文書作成時点で既に公にされている過年度の決算検査報告における関連箇所が引用・参照等されている記載が見受けられたことから、上記の一般的な考え方が必ずしも妥当しない部分があると認められた。

したがって、以下では、文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 に係る不開示部分の不開示情報該当性と、文書 4、文書 5、文書 9、文書 10 及び文書 11 に係る不開示部分の不開示情報該当性とを分けて検討することとする。

4 文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 における不開示部分の不開示情報該当性について

前記 3 (2) のとおり、会計検査院では、その検査の結果等を正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記するなどして公表するまでに、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について様々な観点から審議を行っている。そして、この審理・判断の過程においては、基本的に、局委員会、調整委員会、総長審議及び検査官会議における慎重な審議を経ることとされており、これら各会議において若しくはその過程を通じて使用するため各種説明資料等が、局委員会と検査官会議においてはその審議の記録を残すため議事録がそれぞれ整備・作成されており、不開示情報 1 及び不開示情報 2 は説明資料本冊に記載された情報、不開示情報 3 は説明資料別冊（照会、回答）に記載された情報、不開示情報 4 は議事録に記載された情報である。

(1) 説明資料本冊の不開示情報該当性等（不開示情報 1 及び不開示情報 2 関係）

ア 説明資料本冊の内容・性質

説明資料本冊は、会計検査院法施行規則（昭和 22 年会計検査院規則第 4 号）第 9 条第 4 号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成 21 年 6 月 8 日会計検査院事務総長。以下「要領」という。）等に基づき作成することとされているものであり、検査報告事項案に対応して、局委員会第 1、2 読会用、同

第3読会用、調整委員会及び総長審議用並びに検査官会議用の4種類があり、いずれもそれぞれの前段階での審議を受けての加除修正が加えられるなどして、各会議に提出される検査報告事項案等に対応した内容のものとなっている。

本件説明資料本冊は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

本件説明資料本冊は、表紙、内容の目次及び内容から構成されており、表紙には、主として上部に、表題、記号・番号、件名、担当課名、担当者名、課内覆審の担当者名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日等の検査報告事項案の提案審議に係る事項等が、内容に係る部分には、検査報告事項案の内容を理解するために参考となる各種の記述、根拠資料の写し等が記載されている。これらのうち、担当課名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日、内容の目次のうち「第3 照会、回答」との記載等は既に原処分で開示されている。

イ 不開示情報1の不開示情報該当性

(ア) 内容及び内容に連動する目次に係る部分について

説明資料本冊は、検査官会議において検査報告事項案を説明するために作成されているものであり、指摘等に係る事態の内容の理解に資するための資料が付されているほか、指摘等の対象の事実、指摘等の根拠、当該事態の発生原因等が記載されており、これらはいずれも会計検査院内部において定められた審理・判断の過程にある未成熟な情報である。

したがって、これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、これらの内容からは、検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が検査報告事項案に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができるものである。そして、そこから、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼

点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 表紙に記載されている情報について

説明資料本冊の表紙に記載されている情報のうち、まず表題についてみると、その記載の形式等から、当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを推知できるものとなっている。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における審議の結果により変更される場合があることから、表題の記載の形式等から指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における未成熟な情報であり、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、記号・番号は、前記3(2)で述べた会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案の1件ごとに付されるものである。このうち記号部分は、当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されている。

また、番号部分は、当該局のうち、提案した課を示す番号と、当該課における提案順を示す番号とで構成されている。そして、これらの記号・番号は、一体として、当該検査報告事項案を特定するために使用されている。

この記号・番号からは、審理・判断の過程における各段階ごとに、当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができることから、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに件名は、検査報告事項案の件名をそのまま記載するものであり、同案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したもものとなっていて、審理・判断の過程において改変されることのあり得る情報である。また、件名からは、当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができるものともなっていることから、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 不開示情報2の不開示情報該当性

(ア) 説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について

説明資料本冊の表紙の担当者欄には、検査報告事項案の担当者の姓が記載されている。したがって、これが公になると、当該検査報告事項の検査の担当者を特定することが可能となる。

本件説明資料本冊に記載されている特定の検査報告事項の検査の担当者が広く一般に知られるところとなった場合には、当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して関係者から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。そして、当該職員がこのような圧力・干渉等を受けることを懸念するなどして、翌年次以降における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件説明資料本冊の担当者欄に記載されている姓は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審とは、検査報告事項案等を局委員会に提出するに先立って、提案課内において、原則として同案の担当者以外の者が、第三者的立場から同案の内容、記述方法等について審査を行うものである。そして、この課内覆審の任命基準等については、要領等には規

定はなく、この情報が公になると、当該検査報告事項案等の課内覆
審業務に携わっている職員を特定することが可能となる。

本件説明資料本冊に記載されている特定の検査報告事項案等の審
査に携わった職員が広く一般に知られるところとなった場合には、
当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して、当該審査
の結果に対する責任を追及したり、当該検査報告事項案等の内容等
に関する情報を得ようとしたりするなどのため、外部から不当な圧
力・干渉等が加えられるおそれがある。このため、当該職員がこの
ような圧力・干渉等を受けることを懸念して、翌年次以降の審査を
適正に行うことに支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、課内覆審を担当した者の姓は、検査報告事項案等の
審査という情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」
「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、
率直な意見の交換」「が不当に損なわれるおそれ」があると認められ
ることから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、情報公
開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 説明資料別冊（照会、回答）の不開示情報該当性等（不開示情報3関
係）

ア 説明資料別冊（照会、回答）の内容・性質

会計検査院では前記3(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発
遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなど
を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

説明資料別冊（照会、回答）は、受検庁との討議の状況を委員会等
の審議に供するために作成され、局委員会等に提出されたものであり、
上記(1)の説明資料本冊と同様に局委員会第1、2読会用から検査官
会議用までの4種類が作成されている。

本件説明資料別冊（照会、回答）は、これらのうち、検査官会議に
おいて本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたもの
である。

説明資料別冊（照会、回答）は、表紙、本件検査事項について担当
局長名で作成され受検庁に発遣された照会文書の写し及びこれに対す
る回答として同院が当該受検庁から受領した回答文書の写しで構成さ
れており、表紙には、表題、記号・番号、担当課名及び目次が、照会
文書の写しには、記号・番号、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、
照会の内容及び件名が、回答文書の写しには、記号・番号、文書番号、

回答年月日、宛先、差出人、回答内容、受領年月日等が記載されている。これらのうち、表紙の表題、担当課名、目次、照会文書の文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、期限までに回答を求める旨の記載、回答文書の文書番号、回答年月日、宛先、差出人、照会に対し回答する旨の記載、受領年月日等は既に原処分で開示されている。

イ 不開示情報 3 の不開示情報該当性

(ア) 表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について

表紙等に記載されている記号・番号は、前記(1)イ(イ)の中の説明資料本冊に記載されている記号・番号と同一の記号・番号であり、この情報が公になると、説明資料本冊に記載されている記号・番号が公になった場合と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 照会文書に記載されている照会の内容及び件名について

照会文書に記載されている照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したものではなく、正式な指摘事項等の素案ともいふべき未成熟なものとして取り扱われているものであると認められる。

したがって、本件説明資料別冊（照会、回答）に記載されている照会の内容及び件名は、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア)の説明資料本冊の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に当たり、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 回答文書に記載されている回答の内容について

回答文書に記載されている回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未

成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

したがって、本件回答文書に記載されている回答の内容は、この情報が公になると上記(イ)と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 検査官会議議事録の不開示情報該当性等（不開示情報4関係）

ア 検査官会議議事録の内容・性質

検査官会議議事録は、検査報告事項案を審議した検査官会議の議事録であり、検査官会議の庶務を担当している会計検査院事務総長官房総務課において作成しているものである。検査官会議議事録には、検査報告事項案に係る検査官会議における各検査官の意見開陳、検査官相互間の意見交換又は検査官と事務総局の出席者との間の質疑応答等の討議の内容が発言順に記載され、合わせて議事結果が記載されている。

また、本件検査官会議議事録の冒頭には、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号、検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、記号・番号、関係省庁等名、議事結果等が記載されている。これらのうち、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号等は既に原処分で開示されている。

イ 不開示情報4の不開示情報該当性

(ア) 検査官会議における討議の内容及び議事結果が記載された部分について

a 検査官会議は、会計検査院の意思決定機関であって、検査執行機関である事務総局に対する指揮監督、検査の結果等に対する最終的な審理・判断を行う機関である。そして、検査官会議がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

そして、検査官会議における討議の内容が具体的かつ詳細に記録されている検査官会議議事録が公になると、検査官会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。そして、これらの結果、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支

障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、検査報告事項案を審議する検査官会議という情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

- b また、討議の内容には、特定の検査報告事項案やその説明資料本冊、説明資料別冊（照会、回答）の内容が具体的かつ詳細に記載されているので、討議の内容が公になると、これらの内容に関する情報が公になる結果となり、前記(1)イ(ア)などと同様のおそれが生ずることとなり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上 a、b のことから、討議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び同条第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (イ) 各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名等について

各議事の冒頭には、討議の対象となっている検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、記号・番号、関係省庁等名が記載されている。

このうち、件名及び記号・番号は、いずれも説明資料本冊に記載されている件名及び記号・番号と同一であり、指摘等の態様は説明資料本冊の表題の形式から推知できる指摘等の態様と同一であるため、これらの情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、関係省庁等名は、検査報告事項である意見表示事項において、意見を表示する相手方の名称であったり、処置要求事項において、処置を求める相手方の名称であったりなどするが、審理・判断の過程において、指摘等の態様の改変に伴い、意見を表示する相手方や処置を要求する相手方が変更されることが起こり得ることから、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)に掲げた件名が公になる場合と同様のおそれがある。

なお、当審査会は、「会計検査院が行った改善の意見表示『消費

税の滞納の防止策について』(平成11年11月17日付け)の検査に係る検査計画(案)に関する文書の一部開示決定に関する件他6件」(諮問番号 平成14年諮問第5号他6件)に係る答申において、検査官会議議事録に記載された件名及び関係省庁名について、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められると判断したが、同諮問事件における検査官会議議事録に記載された件名は、当該検査報告事項に係る検査官会議議案における件名ではなく、検査官会議での可決後、正式な意見表示案として関係省庁に発遣され決算検査報告に掲記された件名を用いていたことから、当該件名及び関係省庁名は、審理・判断の過程にある未成熟な情報とは認められないとしたところである。他方、本件検査官会議議事録に記載された件名及び関係省庁等名は、当該検査報告事項に係る検査官会議議案における件名及び関係省庁等名を用いて作成した未成熟なものであるから、本答申は、上記答申における結論とは矛盾しない。

(ウ) 検査官会議議事録の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名及びその議事結果について

件名は、各議事の冒頭に記載されている件名と同一の記載であり、この情報が公になると上記(イ)と同様のおそれが生ずることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。また、議事結果は、議事録中の議事結果部分と同一の記載であり、この情報が公になると前記イ(ア) a と同様のおそれが生ずることから、情報公開法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11における不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11の性質について

文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11は、院法第34条又は第36条の規定に基づき過年度に關係省庁等に対して処置を要求したり、意見を表示したりした事項について、關係省庁等が行った処置(以下、これらを「事後処置の状況」という。)を会計検査院の審理・判断に付するために作成した文書である。現に、文書4及び文書5は、前年度に院法第36条の規定により意見を表示した事項の事後処置の状況に係る文書であり、文書9、文書10及び文書11は、前年度に院法第34条の規定により処置を要求した事項の事後処置の状況に係る文書である。事後処置の状況を審理・判断に付する際には、事後処置の状況の対

象となる処置を要求したり、意見を表示したりした事項の内容については、既に過年度の決算検査報告に掲記され公にされているなどのことから、文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11に記載されている情報のうち、文書作成時点で既に公にされている部分については、その情報の未成熟性等につき、上記4で検討した文書1、文書2、文書3、文書6、文書7及び文書8とは別異の判断を必要とする。

そこで、文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11に記載された本件不開示情報について不開示情報該当性を検討すると下記のとおりとなる。

(2) 文書4について

文書4は説明資料本冊であり、不開示情報1及び不開示情報2が記載されている。

ア 不開示情報1の不開示情報該当性

本件説明資料本冊は、前記4(1)アと同様の内容・性質を有しているため、以下の①から⑤までに掲げる箇所を除き、これらの情報は未成熟な情報である。そのため、これらの情報が公になると、会計検査院と受検庁との間での審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれがある。また、これらの情報からは、検査の着眼点等を推知することができることなどから、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、前記4(1)イ(ア)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、①表題についてみると、その情報は事後処置の状況に係る検査報告事項案の説明資料であることを示すにとどまっている、②記号・番号のうち、記号（説明資料本冊の各頁の余白において、記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している情報のうち、番号部分以外の情報を含む。）についてみると、その情報は当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示等の指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されているものの、提案した担当課名は既に原処分で開示されていることから、その所属する局を示す符号を不開示とする必然性は希薄であり、また、指摘等の態様を示す符号も事後処置の状況であることを示すにとどまっている、③件名についてみると、その情報は事後処置の状況を説明

する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっている、④目次（説明資料本冊の内容のうち、これと同様の記載を含む。また、頁数の記載（各頁に付されている頁数の記載を含む。以下、部分開示となる文書の頁数の記載についても同様である。）を含む。）についてみると、その情報は事後処置の状況に係る説明資料の目次部分の書式と同様の情報にとどまっており、また、⑤目次を同書式以上に細分化して記載している部分についてみると、その情報は本件説明資料本冊が事後処置の状況に係るものであることを示す内容の記載にとどまっている。

したがって、これら①から⑤までの情報については、未成熟な情報とは言えず、これらを公にしたとしても、前記4(1)イ(ア)及び(イ)で示した検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとは認められないことから、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

イ 不開示情報2の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について

担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の検査の担当者を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(ア)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審の担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の課内覆審業務に携わっている職員を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(イ)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 文書5について

文書5は検査官会議議事録であり、不開示情報4が記載されている。

ア 検査官会議における討議の内容及び議事結果が記載された部分について

本件検査官会議議事録は、前記4(3)アと同様の内容・性質を有しているため、討議の内容及び議事結果に関する情報が公になると、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が

生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(3)イ(ア)と同様に、情報公開法第5条第5号及び同条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 本件検査官会議議事録の各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名及び関係省庁等名について

これらの情報は、いずれも事後処置の状況を説明する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっており、これらを公にしたとしても、前記4(3)イ(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

ウ 本件検査官会議議事録の冒頭に記載されている指摘等の態様、記号・番号、件名、関係省庁等名及び議事結果について

これらの情報は、下記エに掲げる箇所を除き、前記4(3)アと同様の内容・性質を有しており、これらの情報が公になると、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれや、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(3)イ(ウ)と同様に、情報公開法第5条第6号イ又は同条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

エ 事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号、件名、関係省庁等名等について

上記ウのうち、事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号（記号と番号とを結んでいる符号を含む。）、件名、関係省庁等名についてみると、これらの情報は事後処置の状況を説明する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記4(3)イ(ウ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、上記ウのうち、複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載及び当該件名に係る議事結果の記載並びに院法に基づき毎回定例的に決算検査報告に掲記しなければならない議案の件名の記載についてみると、これらの情報は会計検査院内部の審理・判断の過程において変更されることが皆無であったり、欄中の記載が空白であったりすることから、同様に情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(4) 文書9について

文書9は説明資料本冊であり、不開示情報1及び不開示情報2が記載されている。

ア 不開示情報1の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の内容及び内容に連動する目次に係る部分について

本件説明資料本冊は、前記4(1)アと同様の内容・性質を有しているため、下記(イ)に掲げる箇所を除き、本件説明資料本冊の内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は未成熟な情報である。そのため、これらの情報が公になると、会計検査院と受検庁との間での審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれがある。また、これらの情報からは、検査の着眼点等を推知することができることなどから、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、前記4(1)イ(ア)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の内容に係る部分のうち、過年度の処置要求事項の内容を引用している部分について

事後処置の状況の前提となった処置要求事項の内容を引用している部分(項目名及び枠線を含む。)については、前年度の決算検査報告に掲記された処置要求事項の内容をそのまま記載しているにとどまっていることから、未成熟な情報とは言えず、これらを公にしたとしても、上記(ア)で示したおそれがあるとは認められず、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(ウ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている情報について

本件説明資料本冊の表紙に記載されている情報のうち、①表題、②記号・番号のうち記号、③件名、④目次のうち事後処置の状況に係る説明資料の目次部分の書式と同様の部分、についてみると、いずれも事後処置の状況に係る検査報告事項案の説明資料であることを示すにとどまっている。

したがって、①から④までの情報については、これらを公にしたとしても、前記4(1)イ(ア)及び(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

イ 不開示情報 2 の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について

担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の検査の担当者を特定することが可能となり、前記 4 (1) ウ (ア) に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審の担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の課内覆審業務に携わっている職員を特定することが可能となり、前記 4 (1) ウ (イ) に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第 5 条第 5 号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(5) 文書 10 について

文書 10 は説明資料別冊（照会、回答）であり、不開示情報 3 が記載されている。

ア 表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について

表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号のうち、記号（説明資料別冊の各頁の余白において、記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している情報のうち、番号部分以外の情報を含む。）についてみると、この情報は当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示等の指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されているものの、提案した担当課名は既に原処分で開示されていることから、その所属する局を示す符号を不開示とする必然性は希薄であり、また、指摘等の態様を示す符号も事後処置の状況であることを示すにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記 4 (2) イ (ア) で示したおそれがあるとは認められないことから、前記 (2) アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

イ 照会文書に記載されている照会の内容及び件名について

本件説明資料別冊（照会、回答）は、下記ウに掲げる箇所を除き、前記 4 (2) アと同様の内容・性質を有しているため、照会文書に記載されている照会の内容及び件名に関する情報が公になると、前記 (2) アの説明資料本冊の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後

の検査の実施に支障が生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(2)イ(イ)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 上記イのうち、前年度における特定の決算検査報告掲記事項を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載について

前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載についてみると、これらの情報はいずれも回答の要求対象とした前年度の決算検査報告掲記事項を特定するにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記4(2)イ(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

エ 回答文書に記載されている回答の内容について

本件説明資料別冊（照会、回答）は、下記オに掲げる箇所を除き、前記4(2)アと同様の内容・性質を有しているため、回答文書に記載されている回答の内容に関するこれらの情報が公になると、前記イの照会文書の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(2)イ(ウ)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

オ 事後処置の状況について回答する旨の記載等について

前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況について回答する旨の記載についてみると、これらの情報は回答する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するにとどまっていることから、これらを公にしたとしても、前記4(2)イ(ウ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、回答文書における処置要求事項の内容を記載している部分（項目名及び枠線を含む。また、添付文書であることの記載を含む。）についてみると、この情報は前年度の決算検査報告掲記事項の内容をそのまま記載するにとどまっていることから、これと同様の理由により、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(6) 文書 1 1 について

文書 1 1 は検査官会議議事録であり、不開示情報 4 が記載されている。文書 1 1 の内容・性質は文書 5 の内容・性質と同様であることから、開示を妥当とする部分及び不開示を妥当とする部分については、文書 5 に関して記した前記(3)と同一であると認められる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の 2 欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

(別表) 開示することが妥当な文書 (部分)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書 4	説明資料本冊の表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・表題の記載部分 ・記号欄の記載部分 ・件名欄の記載部分 ・目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を含む。）の記載部分
	説明資料本冊の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に記載されている目次と同様の記載部分 ・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分
文書 5	検査官会議議事録の冒頭	<ul style="list-style-type: none"> ・事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号（記号と番号とを結んでいる符号を含む。）、件名、関係省庁等名の記載部分 ・複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載部分及び当該件名に係る議事結果の記載部分並びに院法に基づき毎回定期的に決算検査報告に掲記しなければならない議案の件名の記載部分
	検査官会議議事録の討議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各議事の冒頭にある事後処置の状況に係る件名、関係省庁等名の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分
文書 9	説明資料本冊の表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・表題の記載部分 ・記号欄の記載部分 ・件名欄の記載部分 ・目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を除く。）の記載部分
	説明資料本冊の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に記載されている目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を除く。）と同様の記載部分 ・処置要求事項の内容の記載部分（項目名及び枠線を含む。） ・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書10	説明資料別冊（照会、回答）の表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・記号欄の記載部分
	照会文書の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載部分 ・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分
	回答文書の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況について回答する旨の記載部分 ・処置要求事項の内容の記載部分（項目名、枠線、添付文書であることの記載を含む。） ・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分
文書11	検査官会議議事録の冒頭	<ul style="list-style-type: none"> ・事後処置の状況に係る指摘等の態様、件名、関係省庁等名の記載部分 ・複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載部分及び件名に係る議事結果の記載部分
	検査官会議議事録の討議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各議事の冒頭にある事後処置の状況に係る件名、関係省庁等名の記載部分 ・部分開示となる文書の頁数の記載部分